

とめ 法人会 NEWS

平成26年11月28日発行

第70号

日本最大級の渡り鳥の越冬地 伊豆沼・内沼

ラムサール条約指定湿地の伊豆沼・内沼は、日本最大級の渡り鳥の越冬地であり、白鳥、マガン（国の天然記念物）、ヒシクイ（国の天然記念物）、マガモ、オナガガモ等が越冬します。今年は、例年より多くの飛来が確認されています。

目次

- P. 1 日本最大級の渡り鳥の越冬地 伊豆沼・内沼
- P. 2~3 平成27年度税制改正への法人会の提言
- P. 4 税務署からのお知らせ
- P. 5 宮城県からのお知らせ、法人会トピックス
- P. 6~7 会員企業リレー、支部紹介、法人会トピックス
- P. 8 宮城県警察音楽隊コンサート、新春講演会のお知らせ

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で効率的UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税の申告をずるとこんなにメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 届付がスピーディ

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用の際は条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 税務



平成27年度税制改正への法人会の提言

まだ道半ば。

国・地方とも

聖域なき行財政改革の推進を！



法人会はこのほど、来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。要望運動を続けてきています。

提言は、財政や税制に関して多岐にわたる内容で、政府や関係省庁に実現を求めています。主旨を要約し掲載いたしますが、活動にご支援をお願いします。

社会保険と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方

に対する基本的考え方

● 我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。

● 改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によつて抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増税しても間に合わない。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。

また、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用

促進を強化する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

● 消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。

(1) 消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果

等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。

また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

(3) 税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。

本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

3. 財政健全化に向けて

(1) 財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出

削減が不可欠である。

その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。

(2) 消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

● 社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。

● 「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなけ

ればならない。

(1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
(2) 国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減

(4) 民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

5. 共通番号制度について

● マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。

● 個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

III 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

● 復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効

税率は35・64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである。

● 税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい。

(1) 法人実効税率20%台の実現
(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべき

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げるよう求める。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化することを求める。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

● 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。

その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

● 平成25年度税制改正において大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度の要件緩和と充実
① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ
② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す

(2) 親族外承継への事業承継に対する措置の充実
(3) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

税務署からのお知らせ

相続税の基礎控除額が引き下げられます

平成25年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される主な改正の内容は、次のとおりです。

1 遺産に係る基礎控除

遺産に係る基礎控除が引き下げられます。

改正前 $5,000万円 + (1,000万円 \times \text{法定相続人の数})$

⇒改正後 $3,000万円 + (600万円 \times \text{法定相続人の数})$

* 被相続人（亡くなられた人）から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格（各人の課税価格）の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告が必要となります。

また、相続税の申告が必要となる場合には、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の納税地を所轄する税務署に相続税の申告と納税が必要となります。

2 相続税の税率構造

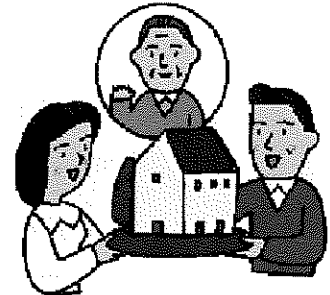
最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

3 税額控除

未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

4 小規模宅地等の特例

特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。



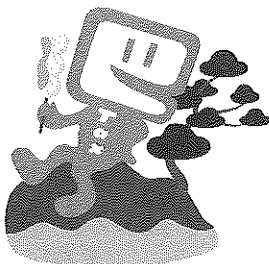
法人税・消費税及び地方消費税（法人分）の確定申告期限と納期限

- 法人税 ⇒ 事業年度終了日の翌日から2月以内
- 消費税及び地方消費税 ⇒ 課税期間終了日の翌日から2月以内

なお、中間申告分・課税期間の特例適用のある方については、税務署にお尋ねください。また、納税には、便利なダイレクト納付をご利用ください。

ダイレクト納付は、事務所等に居ながらにして国税の納付手続が可能となることから、金融機関の窓口まで出向かなければならない、あるいは窓口の受付時間内しか納付できないなどの場所・時間的な制約がなくなるというメリットがあります。

ご利用に当たっては、事前に「電子申告・納税等開始届出書」及び「国税ダイレクト方式電子納税届出書」の提出が必要となります。



松島とずんだ団子

*** 佐沼税務署 ***

〒987-0511 登米市迫町佐沼字沼向109 TEL 0220-22-2501

※ 税務署での面接による個別相談を希望される方は、あらかじめ電話等により予約の上、税務署へお越しください。

お知らせ

11月～12月 県税・市町村税 宮城一斉滞納整理強化月間

□ 東日本大震災に伴う復興財源確保に向けて

県と県内の各市町村は、東日本大震災に伴う復興財源を確保するため、タッグを組んで、個人住民税の滞納額のさらなる縮減に向け、「宮城一斉滞納整理強化月間」の実施や滞納整理業務改善運動の推進などの取組みを共同で実施していくこととしました。

具体的な取組みは、①「宮城県市町村合同公売会in大崎」の開催、②宮城県個人住民税徴収対策会議による特別徴収対策の推進、③差押え、タイヤロック、搜索等の滞納処分の強化・拡充、④電話催告、文書催告、訪問催告、県と市町村の共同催告等の強化・拡充です。

当所では、公平・公正な税務行政を進めるという観点から、滞納されている方に対しては、適切な滞納処分を実施し、納期内納付や自主納税の推進に努めており、「宮城一斉滞納整理強化月間」を機に、これを更に進めて参りたいと考えておりますので、関係団体等の皆様のますますのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



法人会トピックス

平成二十六年年度税務研修会

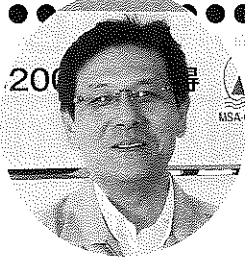
e-Tax普及への更なる取組みを要望!

法人会恒例の平成二十六年年度税務研修会を、九月十七日登米市迫町「ホテルニューグランドヴィア」を会場に開催いたしました。講師には、七月十日付人事異動で赴任されたばかりの佐沼税務署大木正署長と木村望法人課税部門統括国税調査官のお二人を招き、多くの会員の参加をえて開催。

大木署長さんは「税務雑感」と題した講話で、これまでの赴任地や担当された業務についてユーモアを交えて話され、又、国税当局がすすめているe-Taxの普及について、各方面からご協力を頂いているが、登米法人会での更なる普及への取組みをお願いしたい、と強く要望されました。



「お客様の満足を第一に」



《中田支部》
宮城石灰工業株式会社
代表取締役社長 佐藤 琢哉氏

「お客様の満足を第一に」をモットーに、登米市中田町（本社）で「各種石灰製品」を製造・販売されている宮城石灰工業様を訪問しました。

「石灰」のイメージは、肥料石灰や運動用の白線等が真っ先に頭に浮かびますが、鉄をはじめ非鉄金属・化学・紙パルプ・建材等の工業用、大気汚染・有毒ガス除去などの環境保護利用など私たちの生活に必要な様々な分野で利用されています。

明治40年創業の宮城石灰工業(株)は、当時、上沼村村長をしていた初代社長が興した佐藤武治商店が始まりで、農業用肥料、農薬ボルドー液用の石灰製造が主だったそうです。

その後、倒産寸前の時期などの苦難を乗り越え、現在は東北地方での業界トップの業績を上げるまでになったといえます。

会社成長の秘訣をお聞きしますと、「顧客第一主義」「期をみた設備投資」と話され、特に、この業界での設備投資は、5億も6億もかかる設備投資もあり、資金借入れ等しながらもここまで“生き延びて”来ました、と笑って話してくださいました。

今後の課題を伺いますと「将来を見据えた経営合理化と海外進出も考えたい」とキッパリ話してくださいました。

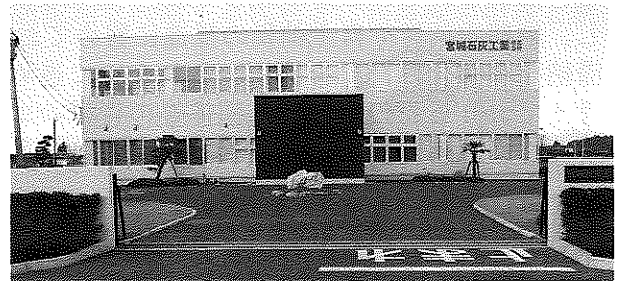
今回の取材へのご協力ありがとうございました。

会社方針

お客様への営業活動から受注、生産活動納入に至るまで、常にお客様の満足を考えて行動する。

品質方針

お客様の満足が事業継続の最重要事項と考え、製品の品質基準を満たし、お客様のニーズに確かに応え得るよう、継続的に改善していく。



10月27日 佐沼幼稚園へBOX寄贈

青年部会 エコキャップ回収BOXを贈呈

今年度で6年目に入る青年部会の社会貢献活動「エコキャップ運動」は、市内小中学校はもとより近隣の栗原市、気仙沼市内小中学校などからもキャップの回収・提供を受けています。

今年度は、新たに佐沼幼稚園など市内4幼稚園に回収BOXを設置し、更なる運動の拡大を図ろうと計画しています。



熱心に講習する(株)リベロ 團 弘志氏

青年部会 企業防衛対策セミナー

青年部会では、近年増加している“労使間トラブル”を未然に防止しよう、と10月例会「企業防衛対策セミナー」を開催しました。

講師に招いた(株)リベロ常務取締役團弘志氏は、最近のトラブル実例や判例等を挙げながら、熱心に講義。トラブル防衛策として、自社の就業規則の再点検を勧められました。

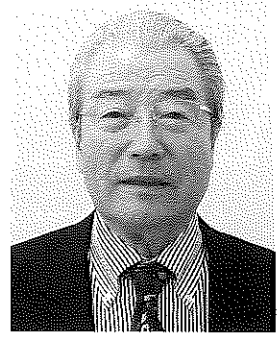
登米法人会を支える管内設立第2号の佐沼支部を紹介します。

佐沼法人協会の設立

昭和四十六年十月、新しい納税制度の普及と納税道義の涵養を図ろうと、登米郡内二番目の佐沼法人協会が会員57社で設立。その後、昭和五十二年九月「1税務署1法人会」への要請高まりから登米郡法人会に一本化改組が行われ、以後佐沼支部として現在に至っています。一本化改組に伴う登米郡法人会の初代会長には、佐沼支部選出の渡部俊二氏が就任しました。

佐沼支部の活動

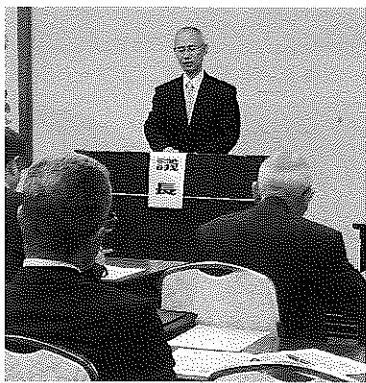
佐沼支部は、迫町4地区(佐沼、北方、森、新田)277社の会員企業が所属し、大所帯ながらも高い組織率を誇り、会員の結束力が高いのが自慢です。活動は、経営セミナー等の研修事業、いちご狩りやパークゴルフ大会等の会員交流事業、はす祭支援等の社会貢献事業と幅広く事業を行っています。



高田次雄佐沼支部長 (株)高田商店

今後の活動

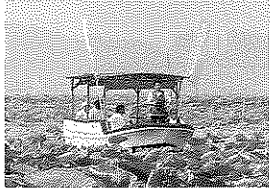
今後の活動目標は、会員加入のメリットを享受できるように、多くの会員が参加しやすい事業を計画していかうと考えています。



5/13 佐沼支部「税務研修会」講師・佐沼税務署木村統括官



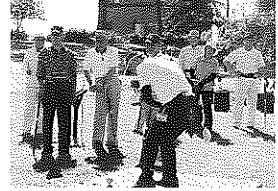
6/7 会員交流いちご狩り



8/1 はす祭り支援



11/25 消費税転嫁対策セミナー



9/13 パークゴルフ大会



第6回パークゴルフ大会



今年度で6回目となる「法人会パークゴルフ大会」が、10月11日、加護坊パークゴルフ場を会場に開催。当日は、秋晴れの絶好のゴルフ日和で、参加された27名の皆さんは優勝をめざして熱戦を繰り広げました。成績は次の通りです。(敬称略)

- ◇優勝 佐藤 文一 (尙)佐文・佐沼支部)
- ◇準優勝 島瀬 直夫 (尙)島瀬工務店・米山支部)
- ◇第3位 高田 貞子 (株)高田商店・佐沼支部)



女性部会 いちごプロジェクトPR

東日本大震災後から、全国の女性部会で取り組んでいる15%節電運動の「いちごプロジェクト」。電力の安定供給のため家庭や職場で無理なく節電してもらうための「節電メニュー」を記した啓発チラシと団扇を、佐沼夏祭り前夜祭会場にて来場者へ配り、節電を呼びかけました。

社会貢献事業

宮城県警察音楽隊コンサートを開催！

登米法人会では、10月8日、登米祝祭劇場を会場に「宮城県警察音楽隊コンサート」を開催しました。
このコンサートは、平成26年度全国地域安全運動登米市大会の一環とし

て、佐沼・登米警察署等との共催で開催したもので、当日は400名を超える観衆のもと、すばらしい演奏を聴かせていただきました。



見事なカラーガード隊演技と音楽隊コンサート風景



法人会から御礼の花束贈呈



宮城アイドルユニット「アイリス」

平成27年
新春講演会ご案内

日時 平成27年 1月26日(月)
午後3時30分～

会場 ホテルニューグランヴィア

聴講 無料

演題 『人の5倍売る技術』
～ テクニックよりも大切なもの～



元山形新幹線「伝説のカリスマ販売員」
茂木 久美子氏

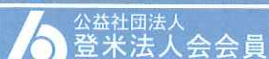
主催 (公社)登米法人会 宮城県経営者協会登米支部 登米市産業振興会



社会貢献事業
第15回登米市絵本原画展を支援

去る9月4日から7日まで、登米祝祭劇場小ホールを会場に、第15回登米市絵本原画展が開催されました。

この原画展は、平成12年から「子ども読書年」の記念事業として開催され、登米法人会では、社会貢献事業の一環として毎年度開催への支援を行っています。



法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい